

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39	1日につき		
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,348	1月につき		
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	2349	77	1日につき		
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		3727	123	1日につき		
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき		
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	179	179		
A2 2621	訪問型独自サービス23		(3)短時間の身体介護が中心である場合	220	220		
A2 1411	訪問型独自短時間サービス			163	163		
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12	1月につき	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1	1日につき	
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23	1月につき	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	1	1日につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			37	1月につき		
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1	1日につき		
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3	1回につき		
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	2	-2	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2	-2	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			2	-2		
A2 8001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき		
A2 8003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2 8002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき		
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき		
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき		
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき		
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき		
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき		
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 10% 加算	1回につき		
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき		
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200	200		
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100		
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50	50		
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	1月につき		
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算	
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2					(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3					(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4					(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5					(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6					(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7					(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8					(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9					(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10					(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算				
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算				
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算				

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。